

# 福島県GAP(農業生産工程管理)推進基本方針

平成22年 3月 1日制定

平成25年 3月 7日改訂

平成29年 7月11日改訂

平成30年 8月 6日改訂

福島県農林水産部

## 第1 趣 旨

全国的な食の安全や消費者の食に対する信頼を揺るがす事案を受け、国においては、リスク分析と管理に基づき食の安全確保を図る施策として、GAPの普及を図っているところであり、本県においても平成18年度に「福島県農産物安全確保のためのGAP推進基本指針」を策定し取り組んできたところである。また、GAPは、食品安全だけでなく、環境保全や労働安全などの観点から、作業の効率化や農業経営の改善を図る手法であることから積極的に推進している。

平成23年3月に東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射性物質の飛散による影響が深刻になったことから、平成24年度から放射性物質を優先すべき危害要因として加え、本県農林産物の安全性の確保と産地の信頼性の向上を図ってきた。同時に、県及び産地による放射性物質検査を実施し、基準値を超過するものは流通させない体制を整備してきた。

しかしながら、消費者意識調査においても依然として本県農林産物を敬遠する消費者が一定割合存在し、一部の品目を除き販売価格は震災前の水準まで回復していないなど、依然として風評の影響が続いている。

このような中、農業生産工程管理の実践の定着と高度化を図り、第三者認証による客観的な評価を得ることが、本県農林産物への信頼向上に有効な取組として期待されている。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの食材調達基準が示されており、本大会はGAPによって生産された本県農林産物の品質と安全性をアピールする好機となっている。また、流通業界にはGAP認証を取引条件とする動きも見られる。

そこで、福島県とJA福島中央会は、平成29年5月15日にGAP認証日本一を目指し「ふくしまGAP。チャレンジ宣言」を行い、東京2020オリンピック・パラリンピックへの食材供給をとおして、国内外へ向け誇りと感謝を伝えることとした。

以上を踏まえ、本基本方針において、平成29年度から平成32年度までを推進期間とする全県的なGAPの導入拡大の推進に必要な事項を定める。

## 第2 本県で推進するGAP

GAPは、以下のような区分に分類できる。実践レベルに応じたGAPを推進しながら、最終的に第三者認証GAPの取組を誘導する。

### 1 第三者認証GAP (JGAP、ASISGAP、GLOBAL G.A.P.)

食品安全や環境保全、労働安全、人権、農場経営管理等を網羅した「管理点と適合基準」に沿って実践されるGAPである。審査・認証機関による認証を受ける制度が

確立され、国内または海外で認知されている。

なお、「花き産業総合認証（MPS）」におけるMPS-GAPは、第三者認証GAPとして取り扱うものとする。

## 2 ふくしま県GAP（FGAP）

本県では、平成29年7月11日に、農林水産省が定めた「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠し、放射性物質対策を詳細に規定した「ふくしま県GAP（FGAP）」を創設した。ふくしま県GAPは、福島県が認証するGAPで「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」及び「福島県安心きのこ栽培マニュアル」を認証基準としている。

第三者認証GAPで必要となる基本項目（食品安全、環境保全、労働安全、行程全般）は同じでありながら取り組みやすく、第三者認証GAPへのステップアップにも活用できる制度である。

## 3 その他のGAP（自己点検、二者点検等のGAP）

産地や生産者が県GAP等の内容の一部を抜粋するなど、自主的に定めたマニュアルやチェックシートにより実施内容を自己点検して経営改善する取組とする。

### 第3 目標

平成32年度における各GAPの目標数は下表のとおりとする。

表1 認証GAPの取得数

区 分	基準年 (平成28年度)	現 状 (平成29年度)	目 標 (平成32年度)
第三者認証GAP	10件	57件	141件
ふくしま県GAP	0件	5件	220件
合 計	10件	62件	361件

《参考》GAPに取り組む産地数（ふくしま農林水産業新生プラン）

区 分	基準年 (平成23年度)	目 標 (平成32年度)
GAPに取り組む産地数	114産地	242産地以上

### 第4 具体的な推進方針

GAPの実践・定着を図るために以下に取り組む。

#### 1 GAPの実践の定着・拡大

パンフレットの配布により生産者の理解を促進するとともに、現地支援や研修会の開催を通して実践の定着と拡大を図る。

#### 2 第三者認証GAP等の取得拡大

現地支援や補助事業による助成を継続するとともに、団体認証を始め、地域でまとめて個人認証に取り組むなどのグループぐるみでの認証を推進し、第三者認証GAP

P等の取得を飛躍的に拡大する。

また、多様な販売チャネルを持つ生産者では、販売先など目的に応じて複数のGAP認証取得が有効と考えられることから、複数GAPの導入促進を支援する。

### 3 ふくしま県GAP認証制度の普及・拡大

ふくしま県GAPは、認証基準として必須な基本項目を装備しながら、普及指導員等による取得支援など取り組みやすい制度運営により導入しやすいGAPであることから、県内流通品目を中心に普及拡大をねらうとともに、ふくしま県GAPの取組経験を土台に、全国や海外市場において認知される第三者認証GAPへのステップアップを図る。

### 4 指導者養成

前記1～3項を推進するために、GAP指導員研修や産地点検研修などにより普及指導員やJA職員等の指導力向上を図る。

### 5 農業教育施設におけるGAPの実践と認証取得促進

地域におけるGAP推進の核となる農業担い手等を育成するため、農業教育施設における高度なGAPの学習と農場での実践、第三者認証GAPの取得に取り組む。

なお、農業短期大学校にあっては、GAPの実践を進めるとともに地域のモデル農場と位置づけ、生産者等の研修の場として活用する。

### 6 GAPの理解促進と流通・消費の拡大

各種イベントや本県で運営するインターネット上のGAP情報提供システム「見える化システム」等により消費者や流通業者のGAPに対する理解を促進し、GAPで生産される本県農林産物のニーズの拡大を図るほか、東京2020オリンピック・パラリンピックへの食材供給を目指して、調達基準を満たす農林産物の生産拡大を図るとともに、供給業者とのマッチングを進める。

また、食品の製造・加工等における衛生管理手法として国際的に普及が進むHACCP（ハサップ）の推進と連携して「信頼のフードチェーン」を構築し、本県食品産業全体で統一的に信頼あるブランド展開を目指す。

## 第5 関係者の役割

### 1 生産者及び出荷団体等

#### (1) 生産者

生産者は、安全・安心な農林産物を求める消費者への説明責任に応えるべく、一人一人がGAPを理解し主体的に実践する。

#### (2) 出荷団体等（役員・事務局等）

関係者の合意形成を図り、産地全体での推進体制を確立し、組織的な展開を図る。

なお、団体認証にあっては、役員等が産地事務局を整え、内部監査の実施などを担う。

### 2 農業団体

#### (1) 県域団体（JA福島中央会、JA全農福島など）

JAの営農指導員等を対象としたGAP指導員研修会の開催や団体認証への誘導

などを実施する。

## (2) J A等農業団体

G A Pに関する研修会の開催等により傘下の生産者にG A Pを推進するほか、生産部会等による団体認証を誘導する。

## 3 市町村

認定農業者等に対しG A Pに関する情報を周知する。

また、平成30年度より創設されたG A P活用モデル事業（事業実施主体は市町村）を活用したグループでの認証の促進により、地域的なG A P導入を加速する。

## 4 県

### (1) 農林水産部関係課

環境保全農業課は、G A Pの促進に必要な施策の立案を行うとともに、関係機関・団体との役割分担を調整する。また、G A Pの普及を図るため、制度の周知、生産者向けの研修会や消費者へのP R、産地情報の発信などを実施する。

関係各課は、関連する業務との連携を図りながらG A Pを推進する。

### (2) 農林事務所

普及指導員等の指導力向上を図りながら、関係機関・団体と連携して現地指導や、重点支援対象の生産者及び産地を設定し、G A Pの実践、第三者認証G A Pの取得等を誘導する。農業振興普及部農業振興課にあっては、補助事業の円滑な執行を図る。

## 5 教育機関

G A Pに関する実践教育や第三者認証取得の取組などにより、就農後もしくは就職後にG A P実践の即戦力となる人材を養成する。

農業短期大学校にあっては、地域のモデル農場として公開し、生産者のG A P実践研修に活用する。

また、農業高校等とG A Pの実践教育に関して連携を図る。

## 6 福島県G A P推進協議会の設置

G A Pの導入を促進するためには、生産から流通に関わる関係者の緊密な連携が必要であり、県段階及び地方段階に協議会を設置する。

### (1) 福島県G A P推進協議会

本県におけるG A Pの推進組織として、関係機関・団体等で構成する福島県G A P推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置し、G A Pの普及・定着を図る。

### (2) 地方推進協議会

県農林事務所ごとに市町村や農業団体等で構成する地方推進協議会を設置して関係者の連携を図るとともに、地域の実情に応じた推進を行う。

## 第6 進行管理の実施

県環境保全農業課は、毎年度末に当該年度におけるG A Pの取組状況を調査し、県協議会に提出する。

県協議会は、G A Pの進捗状況を総括・評価し、必要に応じて目標達成に必要な施策の検討を行う。

## 第7 関連施策との連携

GAPの推進にあたっては、第三者認証GAPや県GAPの点検項目等に密接に関連する施策である農薬適正使用や福島県農業環境規範の推進、農作業安全運動等と連携を図る。